

は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

四 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

五 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

六 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

七 第二項の規定による公示の日から起算して六ヶ月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第四章 屋外廣告業

第一節 屋外広告業の登録等

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならぬものとすることができる。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 登録の有効期間に関する事項

二 登録の要件に関する事項

三 業務主任者の選任に関する事項

四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項

五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。

一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。

二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その处分があつた日から二年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その处分があつた日前三十日以内にその役員であつた者でその处分があつた日から二年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

二 この法律に基づく条例又はこれに基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、有しない未成年者でその法定代理人がイから二まで又はへのいずれかに該当するものへ法人でその役員のうちにイから二までのいずれかに該当する者があるものト業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつ

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとすること。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関する必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることがができるものとすること。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第十二条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第二節 登録試験機関

(登録)

第十三条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ

二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い、試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 債務超過の状態ないこと。

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

二 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

三 国土交通大臣は、前項の規定による届出がつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、よろ追前の例によることとする。

第七条の規定は、景観法附則たゞし書に規定する日から施行する。
（屋外広告物法の一項改正に伴う経過措置）
第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第七条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行に際しに旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例（以下この各条において「旧条例」という。）を定めているものとおいて、（二）を定めているもの

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められている美観地区(附則第二条第一項前段に規定する美観地区を除く。)についての第五条の規定による改正後の屋外広告物法第三条第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年五月一二日法律第二百四十九号）抄
第一條　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第二十五条の規定　公布の日
二　第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産量也去第三条に一項を加える規定、

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

において「旧屋外広告法」として規定しているを道府県（旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第

附則（平成一六年六月一八日法律第一二号）抄
施行期日

同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条並びに附則第三条第二項、第六条、第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告の規定は、なおその効力を有する。

九条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条（第九条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

施行する。
附 則 (平成一七年七月一日法律第八
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。

七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条
条（地域における歴史的風致の維持及び向上
に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三
十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第
十九条、第二十条、第二十二条及び第二十二
三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

業を営んでいる者（新条例の施行の日前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の

第二条 次に掲げる法律の規定の適用について
は、この法律の施行前における助教授としての
在職は、准教授としての在職とみなす。
一から四まで 略

（律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

（施行期日）
第一号　平成一六年五月二八日法律第六
附則　抄

（略）新規制による新規制は、その日までの間拒否の処分があつたときは、登録を受けねばならず、新条例の規定にかかると、登録を受けねばならない旨を定めなければならない。この場合には併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をして居たときは、登録を受けねばならない旨を定めなければならない。

法律の施行に際して必要な経過措置並に
附 則（平成三十一年五月三日法律第三
号）抄

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第一号）抄
（施行期日）

の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等

附則（平成二十一年五月二三日法律第四〇号）抄

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一項中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中、都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び

5 ある者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。
この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一)
号抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附

則第十一條、第十五條、第二十三條及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年六月一〇日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

科目	別表 (第十四条関係)	試験委員
一 この法 律、この法 律に基づく学 科	一 学校教育法（昭和二十二年法律 第二十六号）による大学（以下「大 学」という。）において行政法学を 担当する教授若しくは准教授の職に 關係法令にあり、又はこれらの職にあつた者 に二前号に掲げる者と同等以上の知 識及び経験を有する者	1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
二 広告物 の形状、色 彩及び意匠 に関する科 目	二 大学において美術若しくはデザ インを担当する教授若しくは准教授 の職にあり、又はこれらの職にあつ た者	一 第五百九条の規定 公布の日
三 広告物 及び掲出物 件の設計及 び施工に關 する科 目	二 前号に掲げる者と同等以上の知 識及び経験を有する者	1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
識及び経験を有する者	二 前号に掲げる者と同等以上の知 識及び経験を有する者	一 第五百九条の規定 公布の日